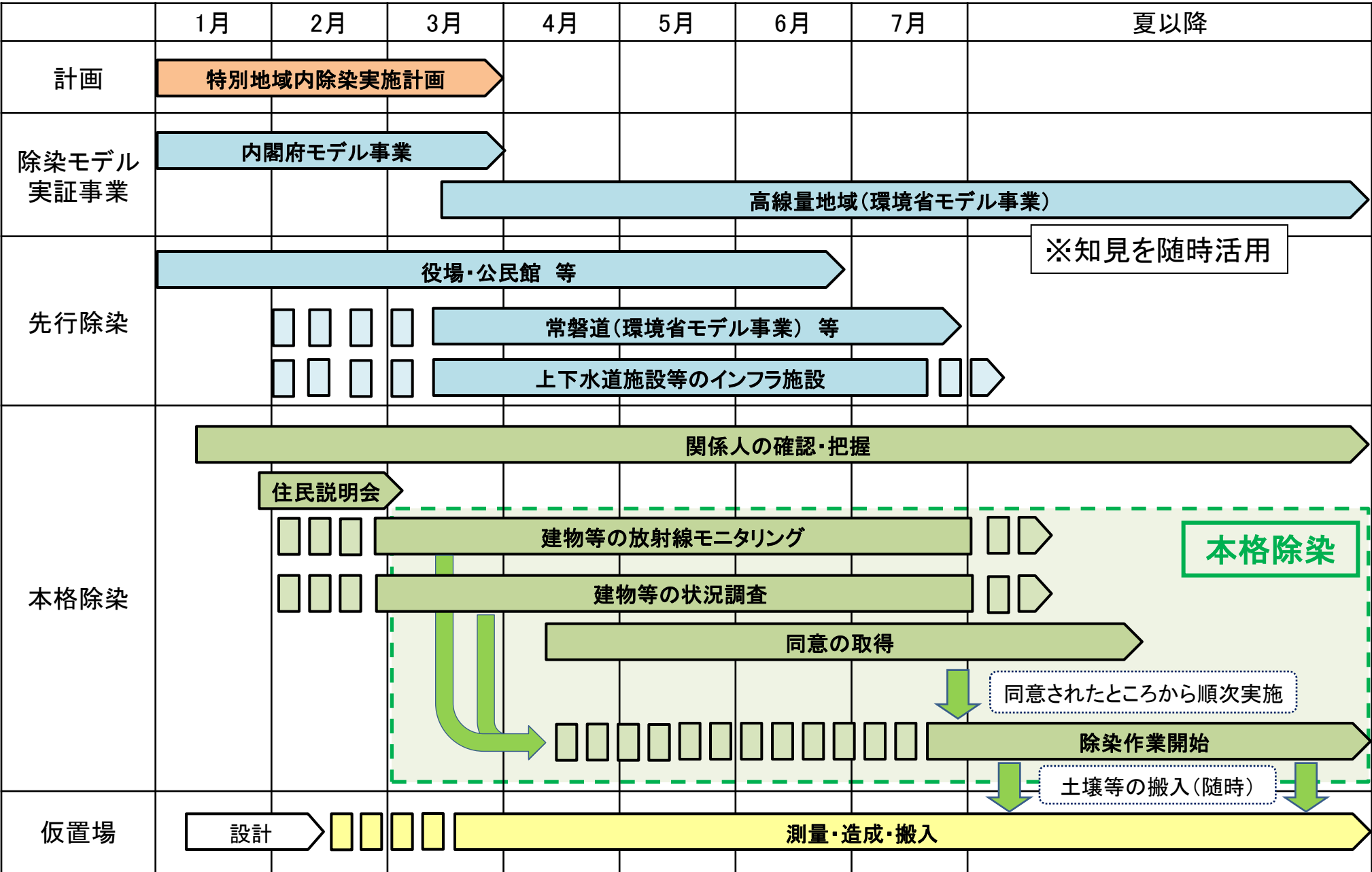


当面の除染特別地域 (警戒区域及び計画的避難区域) の除染工程表

平成24年2月
環境省

(図1) 当面の除染特別地域の除染工程表



※具体的な除染の実施に際しては、市町村ごとに除染の手順を設定

除染特別地域における除染の基本的考え方

(今後、市町村等と調整、具体的で実効ある計画の策定と実施を行う。)

○先行除染

- ①除染活動の拠点(役場、公民館等)
- ②アクセス道路や除染に必要な水供給のためのインフラ整備を急ぐ。
常磐自動車道は南相馬までほぼ工事は終了しており、関係省庁及びNEXCO東日本(東日本高速道路株式会社)と協力し、早期供用開始のため除染を迅速に実施する。

○本格除染

主なプロセスとして、

- ①除染を実施する土地の関係者(所有者等)の把握
- ②住民への説明会
- ③建物等の立入りの了解
- ④放射線のモニタリング・建物等の状況調査
- ⑤除染の同意

などを経て、除染作業を実施することとなる。

なお、除去された土壌や廃棄物の仮置場の受け入れ能力、作業に要する人員・資機材等の確保状況などの制約がある場合には、柔軟に対応。

また、事業者への発注に当たっては、地元雇用の確保に配慮

(図2)

新たな避難指示区域ごとの除染工程表

		平成23年度	平成24年度				平成25年度				平成26年度以降
		1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
本格除染	避難指示解除準備区域(※)となる地域 ※年間積算線量20mSv以下	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業による技術実証 役場等の先行除染 建物等の放射線モニタリング 建物等の状況調査 同意の取得 	10~20mSv/年の区域 (学校は5~20mSv/年)								
	居住制限区域(※)となる地域 ※年間積算線量20mSv~50mSv		5~10mSv/年の区域				1~5mSv/年の区域				
	帰還困難区域(※)となる地域 ※年間積算線量50mSv超		20~50mSv/年の区域								
		※市町村ごとの実情を踏まえて、個別に検討 住民の同意、仮置場の確保等の諸条件が整い次第、除染事業を開始									
		モデル事業					結果の検証				
仮置場		設計等	測量・造成(地元合意が得られ次第順次)							搬入・管理	

※具体的な除染の実施に際しては、市町村ごとに除染の手順を設定。

※除染の実施に当たっては、モデル事業(内閣府、環境省)等で得られる技術的知見を適宜取り入れる。

新たな避難指示区域ごとの除染の考え方

- 下記の進め方を原則とし、個々の市町村の線量状況等を踏まえて調整し、除染計画を策定することとする。

＜避難指示解除準備区域となる地域＞（年間積算線量20mSv以下の地域）

- ・平成24年内を目途に、10～20mSv/年の地域を除染（学校は5 mSv/年（1 μ Sv/時）以上）
- ・平成25年3月末までを目途に、5～10mSv/年の地域を除染
- ・平成26年3月末までを目途に、1～5mSv/年の地域を除染
- ・地域の具体的な目標値は、モデル事業の結果も踏まえ、除染計画で示す。
- ・当面は、すべての地域で10 mSv/年未満を目指す。また、学校は再開前に1 μ Sv/時未満を目指す。

＜居住制限区域となる地域＞（年間積算線量20～50mSvの地域）

- ・平成24～25年度にかけての除染
- ・20～50ミリシーベルトの地域を段階的かつ迅速に縮小
- ・市町村等と協議の上、優先すべき区域を明らかにしつつ除染を実施

＜帰還困難区域となる地域＞（年間積算線量50mSv以上の地域）

- ・当面は、除染モデル実証事業等の実施。
- ・その結果に基づき、地域ごとに除染の実行可能性・効果等を明らかにし、市町村等の関係者と協議し、対応の方向性を検討。

(図3)

除染工程の一連の流れ

